

道路占用料 新旧対照表(R6.4.1～)

占用物件		単位	旧占用料	新占用料 (R6.4.1～)	備考
法第32条 第1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	510	570	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
	第2種電柱		790	870	
	第3種電柱		1,100	1,200	
	第1種電話柱		460	510	
	第2種電話柱		730	810	
	第3種電話柱		1,000	1,100	
	その他の柱類		46	51	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	490	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	270	300	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	1,000	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	420	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,900	1,800	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	910	1,000	

道路占用料 新旧対照表(R6.4.1～)

占用物件			単位	旧占用料	新占用料 (R6.4.1～)	備考	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	19	21	水管、下水道管、ガス管その他のこれらに類する物件	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			27	30		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			41	45		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			55	61		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			82	91		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			110	120		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			190	210		
	外径が0.7m以上1m未満のもの			270	300		
	外径が1m以上のもの			550	610		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	—	3	自動運行補助施設 ※
			その他のもの		—	10	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	—	810	
	その他		上空に設けるもの		—	510	
			地下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	—	300	
		その他のもの			—	1,000	

道路占用料 新旧対照表(R6.4.1～)

占用物件		単位	旧占用料	新占用料 (R6.4.1～)	備考	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	910	1,000	3号 鉄道、軌道その他これらに類する施設 4号 歩廊、雪よけその他のこれらに類する施設	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	0.005A	0.004A	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
			階数が2のもの	0.008A	0.006A	
			階数が3以上のもの	0.01A	0.007A	
	上空に設ける通路		930	900		
	地下に設ける通路		560	540		
	その他のもの		910	1,000		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	19	18	露店、商品置場その他これらに類する施設	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	190	180		

道路占用料 新旧対照表(R6.4.1～)

占用物件		単位	旧占用料	新占用料 (R6.4.1～)	備考	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190	180 看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕、アーチ	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900		1,800
	標識		1本につき1年	730		810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19		18
		その他のもの	1本につき1月	190		180
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19		18
		その他のもの	その面積1㎡につき1日	190		180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900		1,800
		その他のもの		930		900
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	910		1,000
政令第7条第3号に掲げる施設		—		0.031A	洪水、高潮からの一時避難施設 ※	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	190	180	4号 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 5号 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	

道路占用料 新旧対照表(R6.4.1～)

占用物件		単位	旧占用料	新占用料 (R6.4.1～)	備考
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	91	100	6号 防火地域内に在する建築物を除去して、これに代わる耐火建築物を建築する場合において、工事期間中に既存建築物にかえて必要となる仮設店舗及びその他の仮設建築物 7号 都市開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住するもので施設建築物に入居することとなる者を一時収容するため必要な施設等
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に(当該路面下の地下を除く。)設けるもの		0.016A	0.012A	高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路付属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設
	上空に設けるもの		0.023A	0.017A	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	0.005A	0.004A	
		階数が2のもの	0.008A	0.006A	
		階数が3以上のもの	0.01A	0.007A	
	その他のもの		0.033A	0.025A	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	0.016A	0.015A	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	
	その他のもの	0.012A	0.011A		

道路占用料 新旧対照表(R6.4.1～)

占用物件		単位	旧占用料	新占用料 (R6.4.1～)	備考
政令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物	占有面積1㎡につき1年	0.023A	0.022A	都市計画法における高度地区及び 高度利用地区並びに都市再生特別 地区内の高速自動車国道又は自動 車専用道路の上空に設ける事務 所、店舗、倉庫、住宅その他これら に類する施設及び自動車駐車場
	その他のもの		0.012A	0.011A	
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		0.016A	0.015A	建築基準法第85条第1項第1号に 該当する応急仮設建築物で、被災 者の居住の用に供するため必要な もの
	上空に設けるもの		0.023A	0.022A	
	その他のもの		0.033A	0.031A	
政令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡につき1年	0.033A	0.025A
政令第7条 第13号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のもの に限る。)の路面下に設けるもの。	0.016A		0.015A	高速自動車国道又は自動車専用道 路に設ける休憩所、給油所及び自 動車修理所
	上空に設けるもの	0.023A		0.022A	
	その他のもの	0.033A		0.031A	

「A」は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

※R6.4.1～追加

法定外公共物使用料 新旧対照表(R6.4.1～)

※法定外公共物を使用する場合

区分	単位	旧使用料	新使用料 (R6.4.1～)
道路占用料徴収条例別表に定める占有物件	道路占用料徴収条例 別表のとおり		